

自家用広告物とは

柏原市 都市開発課

自己の事業又は営業を表示するもの（*）かつ、
自己の事業所、事務所、営業所等に設置されるもの

（*）次のような表示内容のものをいいます。

- ① 生産を行うことを目的とする事業所
 - ・当該事業所の名称
 - ・当該事業所で生産される製品名
- ② 営業、販売を行うことを目的とする事業所
 - ・当該事業所の名称
 - ・当該営業所の主たる販売品目
 - ・当該営業所の主たる販売活動の対象物
- ③ 事業の管理を行うことを目的とする事業所
 - ・当該事業所の名称
 - ・同一人又は同一法人の他の事業所で生産される製品のうち主たるもの
- ④ 娯楽、その他のサービスの提供を目的とする営業所
 - ・当該営業所の名称
 - ・当該サービスの内容
- ⑤ 倉庫、車庫、寮等の付随的な活動を行うことを目的とする施設
 - ・当該施設の名称

■上記以外で自家用広告物と認められる例

- ・事業所と道路などを挟んで隣接している駐車場（自己所有地）に、当該事業所に関する広告物を掲出する場合。（事業所と駐車場を同一敷地と考え、両敷地内にある広告物の合計が7㎡を超えなければ、適用除外になります）

注：事業所と駐車場が離れていて（概ね50m以上）、当該事業所を利用するための駐車場として判断できない場合は、自家用広告物にはなりません。

- ・賃貸住宅の所有者（家主）が、賃貸住宅に「入居者募集」の看板を掲出する場合。
- ・賃貸住宅の所有者（家主）と不動産業者等の間に入居者斡旋等の契約をしている場合、不動産業者等が不動産業者名、連絡先を記載して「入居者募集」の看板を掲出する場合
- ・A企業B支店で、A企業C支店に関する広告物を掲出する場合

など。